

陸前高田市道路台帳DX推進事業委託事業者選定公募型プロポーザル
審査要領

1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までにプロポーザル提案書等の提出をした者に限る。なお、プロポーザル提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は、「陸前高田市道路台帳DX推進事業委託事業者選定公募型プロポーザル選定委員会」が審査対象者の厳正な審査を行い契約の相手方となる候補者を選定する。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、以下のとおりとする。

(1) 実施日程

令和7年7月22日（火）予定

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1者あたり30分以内、質疑応答の時間は15分以内とする。

(3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1者当たり5名以内（機器操作者を含む）とする。

(4) 実施会場

プレゼンテーションは、陸前高田市役所若しくはオンラインにおいて行うものとする。

(5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、液晶ディスプレイは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

(6) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、業務提案書等を活用するものとし、追加の配布資料は禁ずる。使用する資料については、プロポーザル提案書等に

盛り込んでおくこと。

4 審査方法等

- (1) 評価基準の審査項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。
- (2) 点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の6割を下回る場合には、契約の相手方となる候補者の選定には至らないものとする。
- (3) 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

5 評価基準及び配点

別表のとおり。

別表 評価基準及び配点（案）

審査番号	評価項目	評価事項	評価基準	配点
1	実施方針・工程計画評価	実施方針	・基本仕様書で定めた業務内容への理解度	5
2		工程計画	・本業務遂行におけるポイントやリスク、中間目標が整理され、工夫が見られるか	5
3	提案内容評価	道路台帳デジタル化	・過去の道路台帳補正業務および道路台帳デジタル化の実績を踏まえ、本市にとって最適なデジタル化の手法が提案されているか	10
4		道路情報連携基盤サービス	・システム構成がわかりやすく示されているか ・職員の利便性が高い基本要件であるか ・公開サービスの利便性が高いか ・帳票管理サービスの利便性が高いか ・将来的に発展性および拡張性のあるサービスであるか	25
5		運用保守サポート	・システム運用保守の内容が十分であるか ・本業務及び交付金の利用目的を把握し、システムの利用促進に向けた提案がされているか ・効果的な運用方法の提案がされているか ・継続的にシステム利用が可能な価格帯であるか	20
6	公開サービス評価	システム操作性	・市民及び事業者にとって操作はわかりやすいか	10
7	企業評価	地域精通度	・地域内拠点の有無（本店の所在地（共同企業体を含む）に基づき評価する） ・本市において公告の日から過去5年以内に、公開型GIS構築業務、道路損傷通報システム構築業務、道路台帳デジタル化業務いずれかの実績（国・県業務を含む）を有しているか	15
8	価格評価	適正な価格設定	・見積金額（構築費、運用保守費）	10
	合 計			100